

合併処理浄化槽設置補助制度

令和3年4月1日～令和8年3月31日

- ◎ 補助対象者・・・・・・・・個人住宅に浄化槽を設置する人
- ◎ 補助対象区域・・・・・・・・太良町内全域（竹崎漁業集落排水処理施設の処理区域を除く）
- ◎ 補助対象となる浄化槽・・国の補助基準を満たす機能を有する浄化槽

人槽区分	従来からの補助金	町が上乗せする補助金	補助限度額(円)
5人槽 住宅延べ面積130㎡以下	332,000円	150,000円	482,000円
7人槽 住宅延べ面積130㎡以下	414,000円	200,000円	614,000円
10人槽(2世帯住宅) 台所及び風呂がそれぞれ2箇所以上	548,000円	200,000円	748,000円
(令和6年4月1日～) 単独処理浄化槽や、くみ取り便槽から合併処理浄化槽へ転換される場合	単独浄化槽撤去費補助(新規)		120,000円
	くみ取り便槽撤去費補助(新規)		90,000円
	宅内配管設置費用補助(新規)		300,000円